

平成 27 年度 国立研究開発法人における
イノベーションハブ構築支援事業
募集要領

<応募締切>

アブストラクト : 平成 27 年 3 月 9 日 (月) 正午
提案書 : 平成 27 年 3 月 23 日 (月) 正午

平成 27 年 2 月
独立行政法人科学技術振興機構

目次

1. 事業概要	1
2. イノベーションハブに求められる機能.....	2
3. 本事業の支援内容.....	4
4. 応募・採択・実施の流れ	7
5. 提案書の作成と提出	12
6. 問い合わせ先	13
7. 応募に際しての注意事項	14
8. JST ダイバーシティについて.....	23
(別紙)	25
I. 3層図を用いたプロジェクト管理 (MTD)	27
II. アブストラクト (様式 A)	31
III. 提案書 (様式 B)	33
IV. (様式 B) 別添	53

1. 事業概要

独立行政法人通則法が改正（平成 26 年 6 月 13 日）され、平成 27 年 4 月 1 日より、我が国の科学技術の水準の向上を通じた国民経済の発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人として、国立研究開発法人が誕生することとなりました。

科学技術イノベーション総合戦略 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）にも言及されているように、「世界で最もイノベーションに適した国」を目指し、国立研究開発法人には、イノベーションシステムの強靱性・持続的な発展性を確保する観点から、人材育成や研究開発といった、組織としての機能強化の取組みが期待されています。

本事業では、国立研究開発法人の機能強化を支援し、グローバルな競争環境の中で優位性を発揮できるよう、また我が国の研究力・人材力強化の中核的な拠点として必要な役割を果たすことができるよう、各国立研究開発法人の使命・役割に応じた国際的な拠点化や国内外の関係機関との連携、すなわち「イノベーションハブ」の構築を進めていきます。

国立研究開発法人の運営費交付金等による独自資金と、研究開発成果の最大化（飛躍）に向けて支援する科学技術振興機構（JST）の資金をマッチングさせ、国立研究開発法人がイノベーションを駆動させる基盤＝イノベーションハブを築くのに必要な改革を推進します。

具体的には、「イノベーションハブ」として運営・発展していくための体制整備、戦略立案・実行のために必要となる社会・市場の俯瞰、調査・分析、クロスアポイント制度の導入等による人材交流の促進、連携機関との共同研究等を JST が支援します。他の競争的資金や連携企業等からの資金を積極的に取り入れて、研究開発費や運営資金を十分に確保することに努め、JST の支援終了後も自立して運営を継続することができ、我が国を代表する「イノベーションハブ」として国際的にも認知され、発展していくことを期待しています。

2. イノベーションハブに求められる機能

- ・ 各国立研究開発法人が設定する分野のコミュニティを活性化・人材の流動化を促進する研究開発・イノベーションに関わる人材糾合の場
- ・ 従来の独立行政法人における機能を凌駕して、次々とイノベーションを創出する新しいオープンイノベーション拠点

そして、これらの機能を発揮するためには、各国立研究開発法人がそれぞれのミッションに応じて、これまでの枠組みを超えた新しいしくみやマネジメント、体制、手法を工夫し整備していくことが必要と考えられます。具体的には、例えば以下のような項目の検討が想定されます。

<イノベーションハブ構築のために必要な検討事項の例>

○人材糾合

- ・ 比類のない研究成果や知的財産の蓄積
- ・ 人材を集める魅力のある研究者や専門家の取り込み
- ・ 最先端の研究機器・設備の整備
- ・ 全世界の研究開発関連情報の集積
- ・ 研究開発や設備利用に関するコンサルティングサービスの整備
- ・ 柔軟な共同研究や委託研究制度のしくみの整備と運用
- ・ 外国人研究者や企業、大学等の人材の受け入れを可能とする柔軟な雇用制度（クロスアポイントメント制度等）の整備
- ・ 行政機関の縦割りや産学官相互の垣根を越えた連携を強化するしくみの整備

○イノベーション創出

- ・ プロジェクト管理のための新しい手法の導入
- ・ 適時、市場動向や技術動向を調査・分析し、大局的な戦略を検討するしくみの整備
- ・ 異分野、異セクターの人材を効果的に交流させるしくみの整備
- ・ 民間企業の参加を促すオープンイノベーションポリシーや知的財産に関する契約・運用ルール等の整備

○継続的な拠点運営

- ・ 持続的運営を目指したポートフォリオと資金調達計画（運営費交付金、競争的資金、他機関から資金）の策定
- ・ 特に民間企業から資金を獲得するしくみの整備（共同研究費、委託費、寄付、会費、ライセンス料等）

- ・優れた研究者等を継続的に確保するための人材交流・育成のしくみの整備

本事業では、**JST** と国立研究開発法人が共同で、これらの機能を有したイノベーションハブを形成していきます。特に、目標設定、戦略立案、体制整備、評価・管理は重要であり、**JST** と国立研究開発法人が一体となってマネジメントしていくしくみ（3層図を用いたプロジェクト管理（別紙 I））を試行的に導入し、共同で実施していきます。

3. 本事業の支援内容

本事業では、国立研究開発法人のイノベーションハブ形成のため、研究開発支援を行います。支援内容は、JST と国立研究開発法人の間で結ぶ最長5年度の基本契約に基づく毎年の年度契約において決定されます。支援内容の具体例は以下のとおりです。各法人からの提案の支援内容は、評価委員会で審議され、修正が求められる場合があります。

(1) 支援内容の具体例

①ハブ構築支援

・人的支援【JST 執行】

ハブの構築や運営の支援に必要な人材を JST が雇用して配置するための経費。具体的には以下のような人材（合計1～3名程度）を想定しており、それぞれ各ハブの計画や状況に合わせて調整していきます。

○プログラママネージャー（PM）クラス

プロジェクトリーダー（PL）*をサポートするとともに、ハブにおける研究開発課題をマネジメントする。特に、独立行政法人時代に十分でなかった社会ニーズや技術動向の分析とそれを踏まえたビジネスモデルの考案、等に対する活動が期待される。（研究活動そのものには参加しない。）

○専門家スタッフ

知財、技術動向等専門家、起業支援（メンター）、リサーチアドミニストレーター（RA）等。また、先端統合スタッフとして統合化に必要となる新たな研究を実践的に行う研究者も含む。（新技術の事業化、デザインマネジメント要員等を想定）

*プロジェクトリーダー（PL）：イノベーションハブ全体を統括する者（国の予算関連資料等における“ハブ長”にあたる者）。原則として国立研究開発法人が自己経費で雇用（本事業の経費でその人件費を支払うことはできません）。

・スタートアップ人件費支援【国立研究開発法人執行】

ハブ形成を加速させるために不可欠な人材を時機を逸せず確保するために支援する経費（セットアップ経費を含む）。なお、本経費については、ハブ拠点としての発展性・継続性の観点から、3年目以降は段階的に縮小し、国立研究開発法人自己負担の経費となるのが望ましいと考えます。

- プログラムマネージャー（PM）クラス（プレイングマネージャー）
プロジェクトリーダー（PL）をサポートするとともに、ハブにおける研究開発課題をマネジメント、コア技術の研究開発を実行する。
- 専門家スタッフ
知財、技術動向等専門家、起業支援（メンター）、RA、技術支援者、研究員等。

・ハブ研究開発支援【国立研究開発法人執行】

これまでの研究開発法人の取組みの延長線上ではない、飛躍のための研究開発に必要な経費。

・ハブ形成支援【国立研究開発法人執行】

ハブの土台を作るために必要な経費。ハブとなる国立研究開発法人がハブ機能強化に必要なシーズ、技術発掘のための費用（サポートスタッフの情報を基に、マネジメントスタッフが目利きしたシーズの可能性を検証するための経費）。最新の技術動向、周辺技術を調査するための経費。

・人材交流支援【国立研究開発法人執行】

主に海外から優秀な人材を招聘するための経費および大学や企業からの研究者のクロスアポイントメントに関わる経費。

②ファンディング支援【国立研究開発法人執行】

オープンイノベーション方式で、ハブに必要となる技術の研究開発先（大学や公的研究機関、民間研究機関等）を公募、選考して支出する委託研究開発経費。

JST の公募プラットフォームを活用して公募選考しますが、仕様の決定や契約、執行管理は国立研究開発法人に担っていただきます。

(2) 支援期間

平成 27 年度契約後～平成 32 年 3 月（最長 5 ケ年度）

(3) 支援金額

1 ハブあたりの JST の支援全体予算規模の目安は、
上限 4.5 億円程度／年

※ただし、支援 4 年度目・5 年度目は、それぞれ上記額の 9 割・8 割を上

限額といたします。

(4) 支援ハブ数：3 ハブ程度

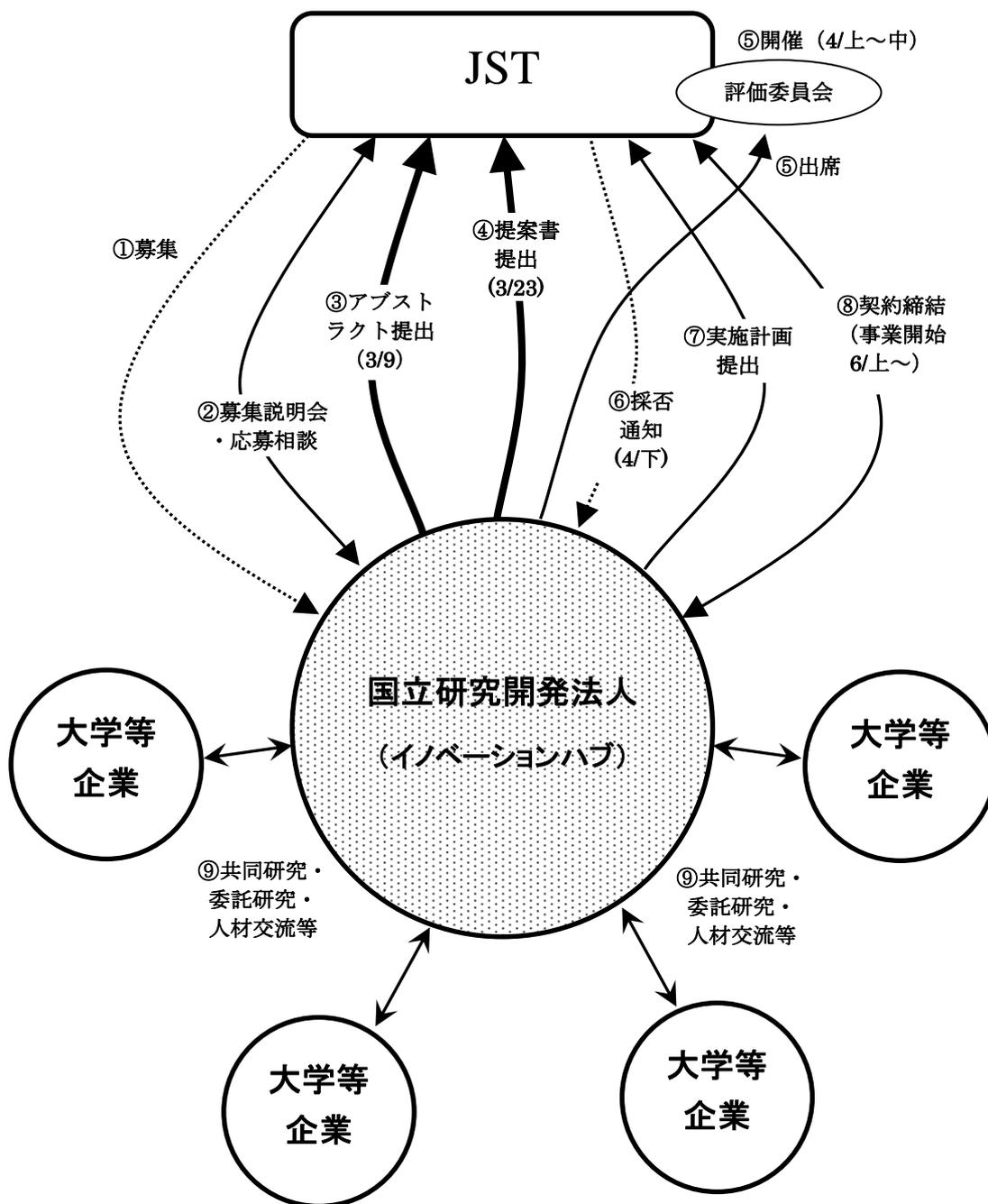
(5) 契約・執行

本事業は、国立研究開発法人の運営費交付金等による独自資金と、JST の資金をマッチングして執行する共同事業です。採択後、提案書（評価委員会の指摘事項がある場合はそれを反映したもの）に基づき国立研究開発法人と JST の間で、共同事業全体に関する基本契約を締結させていただきます。次いで、各年度の実施計画に基づき国立研究開発法人が当該年度に実施する内容及び執行する予算を精査し、年度毎に、年度契約を締結して事業を進めていきます。

4. 応募・採択・実施の流れ

(1) 応募から事業開始までの流れ

本事業の応募から支援・事業開始までのおおまかな流れは下図のとおりです。



(図の説明)

- ①募集：2/24~3/23（ただし、アブストラクト提出～3/9）
- ②募集説明会 2/26 午後（予定）
応募相談：随時行います。HP をご確認ください。
- ③アブストラクトの提出：（様式 A）提出 締切 3/9 正午（必須）
- ④提案書の提出：（様式 B）及び別添の提出 締切 3/23 正午（必須）
- ⑤評価委員会：面接審査（応募多数の場合は書面審査を通過した応募者のみ面接。日程等については締切後 JST より連絡します。）
- ⑥採否の通知：JST より、メールまたは書面にて応募者に通知します。
- ⑦実施計画提出：採択された方には計画書を作成していただきます。様式や締切等については、採択後に JST よりご連絡します。
- ⑧契約締結・事業開始：計画書が承認され次第、契約を締結します。
- ⑨共同研究・委託研究人材交流等：各国立研究開発法人が計画に従い、適宜事業を進めてください。

(2) 採否の決定と評価項目

本事業では、JST が設置する評価委員会において、応募された提案書を評価し、採択候補を選定します。評価委員会では、応募機関の面接を予定しています。

ただし、応募機関多数の場合は、書類審査により面接対象機関を絞り込むことがありますので、あらかじめご了承ください。最終的には、評価委員会が選定した採択候補を JST の理事会議に諮り採否を決定します。

※提案書を提出する前に、提案の意志と提案の概要を確認するため、アブストラクトを提出いただくこととしております。アブストラクトは、JST が評価委員会の準備のために利用しますので、必ず提出してください。

本事業の評価委員会での採否に関する評価項目は以下のとおりです。

<評価項目>

1. 目指すハブのテーマ

- a) 競争優位性や独自性、発展性等に鑑み、実現すれば社会に大きなインパクトを与えるイノベーションが期待されること。
- b) 研究開発目標や研究開発テーマの構成が適切であること。
- c) 国立研究開発法人としてのミッションに即しており、国としてハブ構築の実現が望まれるテーマ設定（中心となる「コア技術」の設定を含む）であること。
- d) これまでの研究開発法人の取組の延長線上に留まらず、国立研究開発法人と

して飛躍的な発展が期待できる挑戦的なテーマ設定であること。

- e) 5年後（J S T支援終了後）におけるコア技術のあり方及びハブとしてのコア技術の維持方策が妥当であり、魅力的なハブ拠点として発展性・継続性が見込まれること。

2. ハブの運営体制

- a) 新しい取組みを実現するためにプロジェクトリーダー（PL）の強いリーダーシップの発揮が期待されること。
- b) 企画立案部門等、プロジェクトリーダー（PL）を支える体制が十分整えられていること及び体制構築・運営に関する理事長等のコミットメントが理事会等で明示されていること。
- c) ハブの運営組織構成（運営委員会等を含む）、マネジメント人材の配置の計画が適切であること。
- d) ハブ構築・運営のための資金計画が妥当であること。また、目標達成のために必要な研究開発費の確保が見込まれること。
- e) 応募機関における従来の取組で不足している部分が適切に分析されており、それを解決し飛躍するための取組み及びJ S Tに求める支援内容が明確であること、或いは、本事業で解決可能な課題であること。
- f) これまでの研究開発法人ではなしえなかった新たな研究開発システムの推進が期待されること。
- g) 4年目、5年目における支援額の減額を踏まえた内製化への取組が計画されていること。

3. 人材糾合を実現するしくみ

- a) クロスアポイント制度の導入に向けた準備（機関間協定、制度）がなされていること。
- b) 国内外、異分野、異セクター間の人材交流を促進する戦略が検討されており、当該機関で今までになかった人材糾合が期待できること。
- c) ハブ拠点に必要な研究者やアドバイザー等の人材像が具体的で適切であること。
- d) 糾合した人材をハブに定着させ、ハブ機能を維持するための戦略が練られていること。
- e) 糾合した人材がハブから外に出てもネットワークとして確実に繋がるしくみがあること。

4. ハブ性を実現するしくみ

- a) オープンイノベーションの方針が明確であり、周知されるしくみがあること。
- b) 新規な連携機関／人材の参加により、従来よりもコミュニティの範囲が拡大し、イノベーション創出が期待できること。
- c) ハブ及びネットワーク内における各組織の役割分担・機能分担が明確である

こと。

d) オープンイノベーションを促進するための個別戦略（オープン・クローズポリシー、データポリシー、知財戦略等）が検討されており、適切な運用（改正を含む）が期待できること。

5. イノベーション実現・社会実装への戦略及びしくみ

a) イノベーションを社会に実装するための具体的な戦略（企業への技術移転やスピニアウト等）やそれを実施する支援体制が整っていること。

b) 個別の研究テーマに対し、出口を見据えた研究開発戦略及び出口戦略を立案する体制があること。

c) 研究開発の出口やステークホルダが適切に想定されており、出口を起点とする研究開発マネジメント手法の導入による実用化・社会実装（製品化、ベンチャー起業等）が期待されること。

d) 研究者等のスキルや知識、イノベーションマインドの向上等のハブにおける人材育成によるスピニアウト促進やアウトリーチ活動を含む広報戦略による研究成果の普及拡大が期待されること。

(3) 採択後の進め方

評価委員会の指摘事項も踏まえて提案書を見直し、計画書を作成していただきます。最長5年度間の支援期間全体に渡る概略の基本計画書により基本契約を、また、年度毎に詳細な実施計画書により年度契約を締結します。

年度契約においては、できるだけ早く事業に取り組んでいただくため、契約時に精査できていない内容については、計画が決まり次第追加・修正し必要に応じて変更契約することとして柔軟に進めることもあります。例えば雇用する人材については、JSTと十分に協議の上決めていく必要があることから、どこまで確定してから年度契約を締結するか、JSTと相談の上、指示に従って調整を行ってください。また、ファンディング（外部委託）については、オープンイノベーションを促進するために委託することが必要な研究開発テーマや期間等の募集要件をJSTとともに精査していただき、決まった時点でJSTと共同で公募を実施します。公募により決定したファンディング対象機関・研究者と国立研究開発法人の間で委託研究開発契約を締結（再委託）していただきます。

※提案書提出時に決めておくこと／採択後に決めること

上記のとおり、ハブ構築のための計画（提案書に添付する3層図や必要予算額も含む）は、提案書提出時に全て詳細まで確定しておかなければならないわけではありません。採択後に、必要最低限のプログラスマネージャーや専門家スタッフ等で事業を開始し、その調査や検討を基に戦略立案し、必要となるスタッフや調査等を

固めていくことも想定されます。ハブの全体を統括するプロジェクトリーダー (PL) の予定者についても、決まっていることを応募の要件とはしません。

ただし、応募の時点で計画がより練られており、具体的になっているほど、提案の内容はわかりやすくなり、実現可能性という観点からも評価委員会で高い評価を受ける可能性が高くなることが予測されますので、そのバランスにも留意しつつ(具体的に決まっていない事項は、構想や決定プロセスを明示する等) 提案書作成をご検討ください。

※自己分析について

本事業での支援を受けるにあたり、各国立研究開発法人が目指す姿を明確にし、現状の分析と支援を受けたい部分を明らかにしておく必要があります。SWOT (Strengths、Weaknesses、Opportunities、Threats) 分析により十分に検討し、提案書に反映させてください。この分析は、事業開始後も必ず毎年実施し、3 層図の改定も含めて次年度の実施計画に反映していただきます。

※支援の中止について

事業開始後、毎年度実施報告書(上記 SWOT 分析を含む)を提出していただきますが、必要に応じて JST がサイトビジット(年 1 回を想定)やヒアリング、また事業開始後 3 年度目を目処に中間評価を行います。これらのプロセスの中で、支援継続の意義が低いと JST が総合的に判断した場合は、支援を中止することがありますので、あらかじめご承知おきください。

5. 提案書の作成と提出

(1) 応募機関の要件

本事業への応募は、平成 27 年 4 月より国立研究開発法人となる（見込みの）機関が行ってください（連名不可）。

(2) 提出資料

応募に際しては以下の書類を作成し提出してください。

- ・ アブストラクト（様式 A）
- ・ 提案書の提出
 - ① 提案書（様式 B）
 - ② 提案書別添
 - 別添 1 3 層図
 - 別添 2 これまでの研究成果（主な特許・論文リスト）
 - 別添 3 参加予定者リスト
 - 別添 4 専門用語解説
 - 別添 5 提案機関のプロフィール

（パンフレット等を PDF ファイルとしたもの）

※別添 5 を除き、指定の様式をお使いください。提出時には、青字で記載されている注記や記入例は全て削除してください。

なお、提案書には、応募者の運営費交付金或いは別途獲得する競争的資金等の自己資金による研究開発・ハブ構築と JST に求める運営支援を含めた全体の計画を記載してください（JST の支援部分だけではありませんのでご注意ください）。

(3) 提出方法

応募される方は、まず、アブストラクト（様式 A）を期限までに電子メールにて以下のアドレス宛にお送りください。なお、提出するアブストラクト（様式 A）の電子ファイルには、必ずパスワードを設定し、当該パスワードは別途ご連絡ください。

アブストラクト提出先メールアドレス ihub@jst.go.jp

（JST イノベーションハブ事業担当）

提案書（様式 B）及び別添の提出方法は、アブストラクト提出機関に個別にご案内いたします。

※本事業では、提案書の提出は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行うものではありませんのでご注意ください。

(4) 提出期限

(様式 A) . . . 平成 27 年 3 月 9 日 (月) 正午まで

(様式 B) 及び別添 . . . 平成 27 年 3 月 23 日 (月) 正午まで

※必ず両方の書類を期限までに提出してください。いずれか一方でも期限までに提出されなければ、応募は受理できませんのでご注意ください。

6. 問い合わせ先

独立行政法人科学技術振興機構

産学連携展開部 企画課 イノベーションハブ事業担当

〒120-0076 東京都千代田区五番町 7 K's 五番町

Tel 03-5214-8447

Fax 03-3238-5373

Email ihub@jst.go.jp

URL <http://www.jst.go.jp/ihub/index.html>

7. 応募に際しての注意事項

本章の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は支援の中止、支援費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。

また、本事業の実施に当り、関係法令・指針等に違反した場合には、支援費の配分の停止や、支援費の配分決定を取り消すことがあります。なお、本事業は競争的研究資金制度ではありませんが、本章における記載内容については競争的研究資金制度に準じて取り扱うものとします。

(1) 研究倫理教育受講について

JST 事業に応募する研究開発提案者（研究代表者）は、所属機関において研究倫理に関する教育プログラム等の受講を済ませた上で提案することになっています。ただし、本事業では、採択が決まっても応募機関（国立研究開発法人）が JST の委託費を必ずしも研究開発費として使う訳ではないため、当初の応募に際しては、上記受講を必須とはしません。

しかし、本事業において研究開発費を使うことになった研究者（ファンディング経費を公募により配分する場合を含む）は、上記受講及び受講修了証等の提出が必要となります。詳細は、JST の指示に従ってください。

(2) 事業費の不正な使用等に関する措置

本事業において、事業費（以下、本事業に関わり国立研究開発法人が JST から受ける事業費を「研究費等」とします）を他の用途に使用したり、JST から研究費等を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究費等を受給する等、本事業の趣旨に反する研究費等の不正な使用等が行われた場合には、当該研究課題に関して、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還の措置を取ることがあります。また、研究費等の不正な使用等を行った研究者等（共謀した研究者、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者¹等を含む、（以下同様））に対して、下記の表の通り、本事業への応募及び新たな参加の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

本事業以外の、国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度等において、研究費の不正な使用等を行った研究者等については、当該競争的資金制度等におい

¹ 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

て応募資格が制限されている期間中、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます（不正使用等が認定された当該年度についても参加が制限されます）。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下の HP をご覧ください。

http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin26_seido_ichiran.pdf

本事業において研究費等の不正な使用等を行った場合、当該研究者およびそれに共謀した研究者の不正の内容を、他の競争的資金制度等の担当(独立行政法人を含む)に対して情報提供を行います。また、本制度において、研究費等の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本制度への申請及び参加が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究者氏名、制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、原則公表します。

なお、本事業において、この不正使用等を行った研究者等に対しては、不正の程度により、申請及び参加の期間が以下のように制限されます。「申請及び参加」とは、新規課題の提案、公募に応募すること、共同研究者として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

研究費等の使用の内容等	相当と認められる期間
1 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が少なく、且つ行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
3 1及び2以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2～4年
4 1から3にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10年
5 偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合	5年
6 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1～2年

(3) 国立研究開発法人における管理監査体制、不正行為等への対応について

○ 公的研究費の管理・監査の体制整備等について

国立研究開発法人は、本事業の実施にあたり、その原資が公的資金であることを確認するとともに、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、研究開発活動の不正行為¹又は不適正な経理処理等²(以下、「不正行為等」という。)を防止する措置を講じることが求められます。

具体的には、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)および「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定・平成26年2月18日改正)に基づき、国立研究開発法人の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、研究費等の適正な執行に努めるとともに、コンプライアンス教育も含めた不正行為等への対策を講じる必要があります。なお、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、下記ホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

○ 「体制整備等自己評価チェックリスト」について

各国立研究開発法人³は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況等を「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下、「チェックリスト」という。)により定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。(チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。)

新規採択された国立研究開発法人は原則として、事業開始(契約締結日)までに、下記ホームページの様式に基づいて、各国立研究開発法人から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ホームページをご覧ください。

¹研究開発活動において行われた捏造、改ざん及び盗用

²研究費等を他の用途に使用した場合、虚偽の請求に基づき研究費等を支出した場合、研究補助員等の報酬等が研究者等の関与に基づき不正に使用された場合、その他法令等に違反して研究費等が支出された場合、又は偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合等。

³研究開発提案者が所属する国立研究開発法人のみでなく、研究費等の配分を受ける主たる研究開発担当者が所属する研究開発機関も対象となります。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1332876.htm

他事業の応募等により、前年度以降にチェックリストを提出している場合は、契約に際して、新たに提出する必要はありませんが、チェックリストは公的研究費の管理・監査のガイドラインにおいて年1回程度の提出が求められておりますので、翌年度以降も継続して実施する機関は、改めてその提出が必要となります。

なお、チェックリストは随時新たな様式に変更されることがありますので、提出時には文部科学省からの最新の周知に十分御留意してください。

チェックリストの提出に関する周知は、文部科学省のHPおよびe-Radに登録された「事務代表者」宛てのメール連絡により、行われる予定です。

チェックリストの提出にあたっては、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Radへの研究機関の登録手続きを行っていない法人にあつては、早急に手続きをお願いします。登録には通常2週間程度を要しますので十分ご注意ください。手続きの詳細は、以下のe-Rad所属研究機関向けページの「システム利用にあたっての事前準備」をご覧ください。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

※ チェックリストの提出依頼に加えて、ガイドラインに関する説明会・研修会の開催案内等も文部科学省より電子メールで送付されますので、e-Radに「事務代表者」のメールアドレスを確実に登録してください。

※ チェックリストは、文部科学省の案内・HPで最新情報を確認の上、作成ください。また、国立研究開発法人の監事又は監事相当職の確認を経た上で提出する必要があります。

- ・「体制整備等の自己評価チェックリスト」の提出について(通知)

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

- ・体制整備等自己評価チェックリスト 用語解説

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2012/10/30/1324622_05_1.pdf

なお、平成26年2月18日に改正したガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても国立研究開発法人のホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

チェックリストの提出の後、必要に応じ、文部科学省(またはJST)による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

○JSTにおける研究開発活動の未然不正防止の取組みへの協力

研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組みの一環として、JSTは、平成25年度以降の新規応募による事業に参画し且つ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材（CITI Japan e-ラーニングプログラム）の履修を義務付けることとしました（履修等に必要な手続き等はJSTで行います）。国立研究開発法人は対象者が確実に履修するよう、JSTの指示に従い対応ください。

これに伴い、JSTは、当該研究者等が機構の督促にも拘らず定める履修義務を果たさない場合は、研究費等の全部又は一部の執行停止を国立研究開発法人に指示します。国立研究開発法人は、指示に遵って研究費等の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費等の執行を再開しないでください。

○ 公的研究費の管理条件付与および間接経費削減等の措置について

公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の報告・調査等において、その体制整備に不備があると判断された、または、不正の認定を受けた法人については、公的研究費の管理・監査のガイドラインに則り、改善事項およびその履行期限(1年)を示した管理条件が付与されます。その上で管理条件の履行が認められない場合は、当該法人に対する間接経費の削減(段階に応じ最大15%)、資金配分の停止などの措置が講じられることとなります。

○ 不正行為等の報告および調査への協力等

国立研究開発法人に対して不正行為等に係る告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む)があった場合は、不正使用にあつては、告発等の受付から30日以内に、不正行為等(不正使用を除く)にあつては、国立研究開発法人があらかじめ定めた期間内(告発等の受付から30日以内を目安)に、それぞれ告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否をJSTに報告してください。

調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象および方法等についてJSTと協議しなければなりません。

不正使用に係る告発等を受けた場合は告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書について、又不正行為等(不正使用を除く)に係る告発等を受けた場合は国立研究開発法人があらかじめ定めた期間内(本調査の開始後150日以内を目安)に本調査をとりまとめた調査報告者をそれぞれJSTに提出してください。なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、JSTに報告する必要がある他、JSTの求めに

応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告および調査の中間報告を JST へ提出する必要があります。

また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければなりません。

最終報告書の提出期限を遅延した場合は、間接経費の一定割合削減、研究費等の執行停止等の措置を行います。その他、報告書に盛り込むべき事項など、詳しくは、「公的研究費の管理・監査のガイドライン」を参照ください。

(4) 研究活動の不正行為に対する措置

国立研究開発法人は本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）を遵守することが求められます。

JST は研究活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があった場合は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく措置を行います。

なお、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

本事業の研究課題に関して、研究活動の不正行為が認められた場合には、契約の解除・変更を行い、不正行為の悪質性等に考慮しつつ、研究費等の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。並びに事実の公表の措置をとることがあります。また、不正行為が認定された日以降で、その日の属する年度及び以下に定める翌年度以降 1 年以上 10 年以内の間、本事業への申請及び参加の資格が制限されます。

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間	
不正行為に関与した者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うものと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3 1及び2を除く不正行為に関与した者		2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

本事業以外の、国又は独立行政法人が運用する競争的資金制度等において、研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、当該競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加の資格が制限されます。

本事業において、研究活動の不正行為があったと認定された場合、当該研究者の不正行為の内容を、他の競争的資金等の担当（他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む）に対して情報提供を行うことにより、他府省を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加が制約される場合があります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のHPをご覧ください。

http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin26_seido_ichiran.pdf

(5) 人権の保護および法令等の遵守への対応について

研究を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、国立研究開

発法人内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。

特に、ライフサイエンスに関する研究について、各府省が定める法令等の主なものは以下の通りです(改正されている場合がありますので、最新版をご確認ください)。このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご注意ください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費等の配分の停止や、研究費等の配分決定を取り消すことがあります。

- ・ ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成 12 年法律第 146 号)
- ・ 特定胚の取扱いに関する指針(平成 13 年文部科学省告示第 173 号)
- ・ ヒト ES 細胞の樹立及び分配に関する指針(平成 21 年文部科学省告示第 156 号)
- ・ ヒト ES 細胞の使用に関する指針(平成 21 年文部科学省告示第 157 号)
- ・ ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成 13 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号)
- ・ 疫学研究に関する倫理指針(平成 14 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号)
- ・ 遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成 14 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号)
- ・ 臨床研究に関する倫理指針(平成 15 年厚生労働省告示第 255 号)
- ・ 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について(平成 10 年厚生科学審議会答申)
- ・ ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針(平成 18 年厚生労働省告示第 425 号)
- ・ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成 9 年厚生省令第 28 号)
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成 15 年法律第 97 号)

なお、文部科学省における生命倫理および安全の確保について、詳しくは下記ホームページをご参照ください。

- ・ ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」ホームページ

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

研究開発計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権および利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

(6) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

研究開発機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究開発機関が委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集

団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究開発機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究開発費の配分の停止や、研究開発費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の 2 つから成り立っています。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のホームページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご覧ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<http://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

8. JST ダイバーシティについて

JST はダイバーシティを推進しています！

JST は、平成 25 年 12 月 1 日付けで、ダイバーシティ推進室を新設しました。

JST のダイバーシティは、多様な人材が互いを尊重しながら最大限の能力を発揮するとともに、それぞれのキャリアと働き方の多様性を重視して推進します。JST は、ダイバーシティを通じてイノベーションを創出し、未来社会の課題を解決し、我が国の産業競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。

また、従来より実施している「出産・子育て等支援制度」についても、制度利用者である研究者の声を踏まえ、制度の見直しを図りながら、研究復帰可能な環境づくりを通じて、我が国のイノベーション創出に寄与します。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討していきます。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

独立行政法人科学技術振興機構 理事長
中村 道治

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産と子育てについて支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めます。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、JST 職員だけでなく、JST 制度を活用されるすべての人々に対してダイバーシティを推進していきます。

みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

独立行政法人科学技術振興機構
人財部ダイバーシティ推進室 渡辺美代子

※本事業においても、多様な人材の糾合を積極的に進めるよう計画してください。

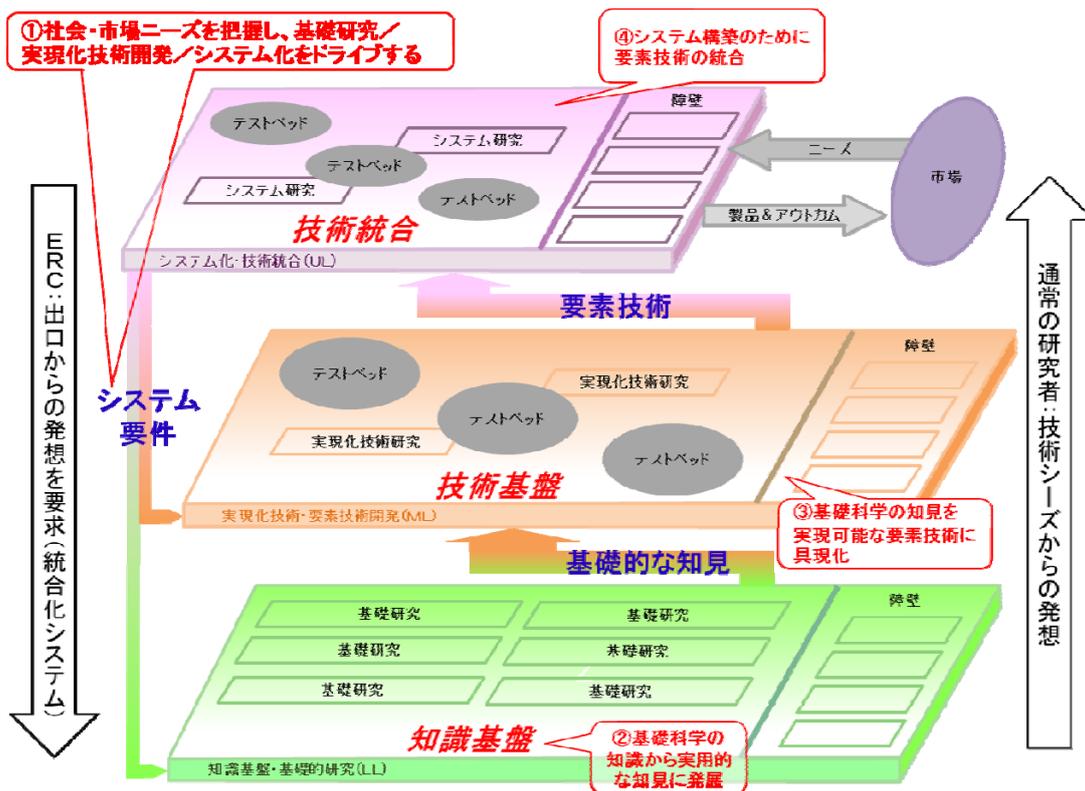
(別紙)

I. 3層図を用いたプロジェクト管理 (MTD)

(Management of innovation hub by Three-level strategic planning Diagram)

本事業では、イノベーションを加速するために、戦略的で計画的なマネジメントが不可欠です。形成するハブ内において、計画や課題を参加メンバーが共有し、研究開発の進捗管理や戦略検討を円滑に効率よく行うため、計画をわかりやすく記述して適時更新していくシステムが必要と考えられます。特に、従来の研究開発管理手法を見直し、画期的なマネジメントシステムを導入することで、これまでには生まれなかったようなイノベーションが誘発されるよう、積極的に取り組むことを期待します。

そのため、JSTは、3層図を用いたプロジェクト管理¹の手法（以下、MTD）を推奨します。原則として、本事業ではMTDを基に、JSTと全体計画の進め方を調整していただきます。本事業により形成された全ハブ共通のマネジメントツールとしていく予定です。



MTD の概念図²

¹ 3層図を用いたプロジェクト管理：米国 NSF が実施する ERC (Engineering Research Center) で導入されている手法。本事業では ERC の手法を適宜アレンジして適用する。

² NSF の WEB サイト [http://erc-assoc.org/content/three-plane-diagram\(2014.12\)](http://erc-assoc.org/content/three-plane-diagram(2014.12)) を引用、解説を加筆。

前頁の図に示すように、研究開発の各段階を、「システム化・技術統合 (Upper Level)」、「実現化技術・要素技術開発 (Middle Level)」、「知識基盤・基礎的研究 (Lower Level)」の3つのレベルに分類して記述し、各層間で要求仕様や研究開発成果の受け渡しを適時行いつつ、各層並行して同時に進めていくのが特徴です。以下に、図中の用語について説明します。

システム化・技術統合 (UL : Upper Level)

具体的な製品や実用技術をイメージした開発フェーズです。ステークホルダ（企業や市場等）の要求を十分に取り入れて仕様を検討し、プロトタイプを試作や評価等を行います。この際、要素技術を集めて必要な機能を発揮するものやしくみを組み上げていくプロセスが必要となりますが、このことを本事業ではシステム化や技術統合と呼んでいます。ここでは、Middle Level の要素技術のアウトプットを集めてシステム化・技術統合を試みるとともに、ここで得られた結果を Middle Level（場合によっては Lower Level）にフィードバックします。

※ただし、ここで開発するものは特定企業の最終製品の位置づけではなく、希望する企業に有償・無償で提供できる基盤的な技術、基本性能を有したプロトタイプ等を想定しています。最終的な実用化・製品化は、この層の次の段階で、各企業（ハブ機関や大学等との共同研究等を含む）が行うものとしします。

例) ステークホルダ（企業・市場等）のニーズの調査・整理、目指す製品・システム等の仕様検討、設計・試作品（中間層の要素技術を統合）作製、その動作や信頼性・安全性等検証、新標準規格・デファクトスタンダード獲得の試み、大規模実証試験

実現化技術・要素技術開発 (ML : Middle Level)

実用化・製品化に必要な要素技術について検討・開発するフェーズです。Lower Level のアウトプットである研究成果を、Upper Level の実用化・製品化に必要なスペックに要素技術として完成させます。また、得られた結果は、Lower Level や Upper Level に適宜フィードバックします。

例) 各パーツ・要素等の信頼性（寿命等）向上、耐環境性（温度、湿度、雰囲気等）向上、（主要部以外の）機能追加、条件出し・最適化、量産技術等の開発・検証、小規模実証試験

知識基盤・基礎的研究 (LL : Lower Level)

さまざまな応用が期待できるような、科学技術に関する基本原理の解明や新たな材料・機能の探索から、基本的な機能向上や改良、新方式の探求等、多岐に渡る研究を行います。Middle Level (Upper Level) からの要求を受けてテーマを

選定し、その成果をフィードバックしますが、その際、要求を満たす可能性のあるテーマを幅広く検討し、さまざまな分野の研究を推進します。

例) 新方式、新材料、新構造、新機能、性能向上、(材料等による根本的な)コストダウン、DB構築、設計技術等の研究(関連技術を幅広く取り込む)

障害

研究開発を成功させるためにクリアしなければならない課題を明確にしておくことが重要です。課題には長期的に取り組むべきものと短期的に解決しなければいけないものがありますが、ここでは、比較的短期的(1年間程度)に取り組む課題を具体的に層毎に整理し、障壁欄に記載します。

ステークホルダー

目指しているハブのアウトプットを考慮した際に、そのアウトプットを直接・間接的に利用する機関や個人を定義します。これらの機関や個人には、ハブのアウトプットとなる技術を利用して製品化する企業や個人、自治体、使用するエンドユーザー、関連分野の製品の仕様や標準等の検討に影響力のある業界団体など、多岐に渡る利害関係者が存在することが考えられます。

ステークホルダーから幅広く意見や要望を収集する活動も重要で、これによりULの検討を行い、ML、LLの検討に進めるのが、MTDの計画の出発点になります。

3層図は、一度作成したらそのままプロジェクト終了まで同じものを使い続けるわけではありません。適宜見直して(少なくとも年に1回)、研究開発の進捗や業界動向の変化に合わせ、柔軟に計画変更すること、そしてそれを全関係者が共有することが重要です。特に、「障壁」は研究開発の進捗管理に重要な項目で、毎年クリアした障壁は削除し、新たに課題を設定することが望ましいところです。
※3層図を作成する際は、必ず、ステークホルダーのニーズを精査し、イノベーションハブとして必要なシステム化・技術統合(UL)から記載してください。このプロセスが最も重要となります。次いで、ULを実現するために必要な実現化技術・要素技術開発(ML)→MLを実現するために必要な知識基盤・基礎的研究(LL)と下に向かって検討してください。決して現在保有している研究成果や技術をベースに、これを利用して何かを開発をするという形(下から上への流れ)にならないようご注意ください。

※原則として、各層の研究開発が時系列にならないよう、3層同時に進められるような計画としてください。

(様式 A)

II. アブストラクト (様式 A)

イノベーションハブ構築支援事業
アブストラクト

注：提出時には青字による注釈、および例示は全て削除してから提出してください。

1. 提案名称・提案機関情報

ハブ名称	〇〇〇〇イノベーションハブ ※仮称でも構いません。 ※構築するハブのイメージがわかりやすい（できる限り、対象とするテーマ・技術等の範囲を過不足なく表現する）名称としてください。（50文字以内）
概要	※構築を目指すハブの概要について、その位置づけや意義、効果、対象とするテーマ・技術等の範囲等を 200 字程度で記載してください。運営費交付金・他の競争的資金等で実施する部分も含めたハブ全体の概要としてください。
キーワード	※本提案の技術分野として特徴的なワードを5つ程度記載してください。

提案法人名	独立行政法人〇〇〇〇 ※提案時の正式法人名を記載してください。			
提案責任者	フリガナ			
	氏名	※本提案の取りまとめ責任者を記載してください。		
	部署			
	役職			
	所在地	〒		
	TEL		FAX	
	Email			
事務担当者	フリガナ			
	氏名	※JSTからの事務連絡を受ける担当者を記載してください。		
	部署	※提案責任者と同じ場合は同上としてください。		
	役職			
	所在地	〒		
	TEL		FAX	
	Email			

(様式 A)

2. 構築するイノベーションハブを構成する主要な研究開発テーマ (予定)

※想定している主要テーマを最大3つまで、概要、主な研究者 (氏名・所属・役職)、キーワードとともに記載してください。運営費交付金・他の競争的資金等による研究開発を含めたハブ全体を対象とします。

No.	テーマ名・概要・キーワード
1	(テーマ名)
	(概要)
	(主な研究者)
	(キーワード)
2	(テーマ名)
	(概要)
	(主な研究者)
	(キーワード)
3	(テーマ名)
	(概要)
	(主な研究者)
	(キーワード)

(様式 B)

III. 提案書 (様式 B)

イノベーションハブ構築支援事業 提案書

注：提出時には青字による注釈、および例示は全て削除してから提出してください。

1. 提案名称・提案機関情報

ハブ名称	〇〇〇〇イノベーションハブ ※仮称でも構いません。 ※構築するハブのイメージがわかりやすい（できる限り、対象とするテーマ・技術等の範囲を過不足なく表現する）名称としてください。（50文字以内）
概要	※構築を目指すハブの概要について、その位置づけや意義、効果、対象とするテーマ・技術等の範囲等を200字程度で記載してください。運営費交付金・他の競争的資金等で実施する部分も含めたハブ全体の概要としてください。
キーワード	※本提案の技術分野として特徴的なワードを5つ程度記載してください。

提案法人名		独立行政法人〇〇〇〇 ※提案時の正式法人名を記載してください。		
提案責任者	フリガナ			
	氏名	※本提案の取りまとめ責任者を記載してください。		
	部署			
	役職			
	所在地	〒		
	TEL		FAX	
	Email			
事務担当者	フリガナ			
	氏名	※JSTからの事務連絡を受ける担当者を記載してください。		
	部署	※提案責任者と同じ場合は同上としてください。		
	役職			
	所在地	〒		
	TEL		FAX	
	Email			

(様式 B)

2. ハブ構想 (Goal)

2-1 提案の背景

(提案機関の概要)

※今回の提案以外の研究テーマや保有技術も含め、研究開発法人全体の業務内容や研究コミュニティ内での位置づけ、所在地、ポテンシャル等を簡単に（詳細は別添5参照で構いません）記載してください。

(提案機関のコミットメント)

※今回の提案に関し、ハブとしての体制構築や運営に対する提案機関の役員や管理部門のコミットメントについて記載してください。理事長等のコメントや理事長会等における審議の記録等があれば記載（長い場合は本欄には要約のみ記載し、全体資料は適宜別添6として提出）してください。

(中期計画上の位置づけ)

※今回の提案について、提案機関の中期計画における関連箇所を抜粋してください（拠点整備や研究テーマ等）。今後の中期計画改訂で盛り込む予定であればその旨を記載してください。

文書名：独立行政法人〇〇が中期目標を達成するための計画（第〇期中期計画）

平成〇年〇月〇日（平成〇年〇月〇日改正）

対象期間：平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日

関連箇所：

2. ⑤イノベーションハブの構築

機構は、〇〇の中核機関として、産学官の垣根を越えてた国内外の人材を糾合する場（イノベーションハブ）を構築し、・・・を進める。

(以下省略)

今後の改正予定：平成〇年〇月（頃）

今後の改正内容：

(様式 B)

(SWOT 自己分析)

※今回提案するハブとして、現状どのような状況にあるかを自己分析して下表に記載してください。外部要因としては、現在のハブとしての国内外のポジションやライバル拠点等もよく検討して記載してください。

内部 要因	強み (Strength) • ○○○○ • ○○○○ • ○○○○	弱み (Weakness) • ○○○○ • ○○○○ • ○○○○
	機会 (Opportunity) • ○○○○ • ○○○○ • ○○○○	脅威 (Threat) • ○○○○ • ○○○○ • ○○○○
外部 要因		

(提案に至った理由)

※SWOT 自己分析の図をもとに、今後何を指し、そのために何が必要か、JST にはどのような支援を期待するか等について記載してください。なお、SWOT 分析は、戦略オプション策定等、採択後さらに深く分析し、毎年の戦略や計画立案・修正に活かしていくことになります。

(様式 B)

2-2 対象とするテーマ・波及が期待される技術範囲等

※研究開発法人が保有するコア技術・キラーテクノロジーを中心とした、今回構築を目指すハブのテーマや技術の範囲をわかりやすく記載してください。

2-3 構築を目指すイノベーションハブの目標（機能）

※ハブが構築された際に発揮される機能（事業終了時に最終目標まで到達しない場合には、5年後の目標と最終到達目標を分けても可）を記載してください。オープンイノベーションによる異分野融合やクロスアポイントメント制度の導入による人材交流等の戦略に対応し、当該領域の研究開発コミュニティの活性化、それによるイノベーションの誘発等に関しより具体的な目標を設定してください。研究開発の目標のみとならないようご注意ください。

2-4 構築を目指すイノベーションハブの位置づけ（国際的な位置づけ、業界内外での位置づけ、ライバル等）

※関連する研究コミュニティや業界内で、最終的にどのような位置づけになることを目標とするのか、国際的な視点で、競合となる拠点や類似技術との相違も含め記載してください。

(様式 B)

2-5 ハブが構築された場合に期待される成果、波及効果

※戦略に対応してどのような研究成果の最大化が実現されるのか、創出される研究開発成果や製品、実用化、起業化、それに伴うイノベーション創出、経済波及効果、その他関係者に与える影響等を記載ください。

2-6 目標達成のための戦略

※目標を達成するためにとる戦略、導入するしくみや工夫等、箇条書きを利用する等して簡単に（詳細は3. で説明）で記載ください。

(様式 B)

3. ハブを構築するための戦略

- 3-1 プロジェクトリーダー (PL) 候補 ※国の予算資料等における”ハブ長”にあたる者。
(氏名) ※本人了解が得られていなくても可。了解が得られている場合は(了解済み)と記載。
(経歴)

(プロジェクトリーダー (PL) 候補の選定理由)

(プロジェクトリーダー (PL) 候補のコメント等)

※プロジェクトリーダー (PL) 候補の決意表明等があれば記載してください。特にない場合は未記入で結構です。

(様式 B)

3-2 組織 (組織図)

※ハブを運営する体制と関係機関を図で示してください。

- ・プロジェクトリーダー (PL) を中心とする内部の運営体制及び研究開発体制 (研究開発法人内部+想定している外部機関) を、記載してください。重要なポストについては、就任予定者も可能な範囲で記載してください。
- ・ハブ運営方針の検討委員会等や、理事長等をはじめとする研究開発法人の既存組織及び新設する組織 (あるならば) の関係・役割もわかるように記載ください。
- ・JST から人的支援を受けることを希望するグループ・ポスト等も予定で記載してください。(採択後に JST と相談の上、詳細は調整いたします。)

(様式 B)

(組織図中の各ポスト、委員会等の説明)

※組織図に記載のポストや委員会、機関について、その役割や機能、想定される人材像等を簡潔に説明してください。

3-3 今回新たに連携関係構築を目指す機関、分野、研究者等

※従来連携したことのない相手として、新たに異分野融合、人材交流等を目指す対象について想定しているものがあれば記載してください。

3-4 人材を糾合するための戦略（クロスアポイントメント制度導入等）

※人材交流を促進するために整備する制度や、施策、手段等（クロスアポイントメント制度やキラスペシャリストによる招致活動、イベントや会議開催等）があれば記載してください。既に整備済みまたは準備に着手しているものと、採択後に予定しているものがわかるようにしてください。また、具体的な目標等があれば記載してください。

(様式 B)

3-5 技術や情報を結集するための戦略

※3-4の人材糾合の項で記載したもの以外で、他機関・研究者との連携を進め技術や情報をハブに取り込む戦略、オープンイノベーションの方針について記載してください。方針を周知するしくみや、技術の進展・業界動向に対応した方針の見直し（運用）方法等についても言及してください。また、共同研究や委託研究等の手続きの簡素化、競争的資金への共同提案、知財戦略などのオープン・クローズポリシーの整備等、できるだけ具体的に記載してください。

3-6 研究開発成果を社会に実装するための戦略

※企業への技術移転やスピンアウトの促進等、研究開発成果を最大限活用し、イノベーションを創出するための戦略を記載してください。また、3-2の組織体制の中に、出口を見据えた研究開発戦略及び出口戦略を立案する役割を担う担当（部門・人材）が予定されていれば、その具体的推進方法とともに記載してください。

3-7 その他（人材育成・アウトリーチ活動等）の戦略

※効果的なハブ構築・運営等のために導入予定の戦略のうち、ここまでに記載しきれないものがあれば記載してください。ハブ機能を持続的に発展させていくための人材育成戦略、地域住民や自治体との関係性も考慮に入れたアウトリーチ活動や広報戦略、男女共同参画に関する取り組みの他、参加者のモチベーションを高める独自の運営ルール等。

(様式 B)

4. ハブとしての発展性・継続性に関する計画

※本事業の支援終了後のハブ運営に関する計画や目標等を記載してください。特に、JST支援期間中に糾合した人材や技術を、JST支援終了後にどのように定着・発展させていくか、糾合した人材がハブの外部に出てネットワークを強化すること等も含めて構想を記載してください。

(様式 B)

5. 研究開発計画 ※3層図は別添1として提出してください。

5-1 これまでの研究成果（特許・論文等のリストは別添）

※ハブの中心となる研究開発テーマに関連するこれまでの研究成果（参加予定機関の成果も含む）について簡潔に説明してください。特許や論文については別添の表にまとめてください。

5-2 ハブにより生み出される研究成果（目指すシステム・統合技術）

※3層図の最上層（Upper Level）に記載した内容に関し、目標とするアウトプットについて、具体的に説明してください。

(様式 B)

5-3 各層におけるテーマの説明

※3層図の層毎に、各層の研究開発の全体構想、各テーマの関連、目標、乗り越えるべき障害、予定している主要な研究機関・研究者等を記載してください。別添1と整合が取れているようご注意ください。

システム化・技術統合 (Upper Level)

(様式 B)

実現化技術・要素技術開発 (Middle Level)

(樣式 B)

知識基盤・基礎的研究 (Lower Level)

(様式 B)

5-4 実施中（実施見込み）のテーマ

※運営費交付金で実施中または実施予定のプロジェクト

競争的資金等に採択されている／または応募中のプロジェクト を下表に記載してください。

3つ以上ある場合は表を増やして記載してください。

(1) ※数値等は記入例です

制度名	科学研究費補助金 基盤研究(S) (応募中) ※運営費交付金
研究テーマ名 (代表者氏名)	○○○○○○○○○○ (本人)
研究期間	H27.4-H30.3
役割(代表/分担)	代表
予算総額	60,000 千円
年度毎予算	H27 : 30,000 千円 H28 : 20,000 千円 H29 : 10,000 千円
エフォート(%)	20
ハブ事業における研究 テーマ	※対応するテーマ名を記述してください
備考	※補足事項があれば記載してください。

(2) ※数値等は記入例です

制度名	科学研究費補助金 基盤研究(S) (応募中) ※運営費交付金
研究テーマ名 (代表者氏名)	○○○○○○○○○○ (本人)
研究期間	H27.4-H30.3
役割(代表/分担)	代表
予算総額	60,000 千円
年度毎予算	H27 : 30,000 千円 H28 : 20,000 千円 H29 : 10,000 千円
エフォート(%)	20
ハブ事業における研究 テーマ	※対応するテーマ名を記述してください
備考	※補足事項があれば記載してください。

(様式 B)

5-5 本事業の JST 経費による外部委託研究等の計画

※ハブ構築にあたり、外部技術の取り込みや異分野融合、人材糾合等のため、研究開発法人外部への委託研究等が必要な場合は下表に記載してください。なお、年間総額で 80,000 千円を上限とします。また、委託先は、採択後に公募により決定することを原則とします。

3つ以上ある場合は表を増やして記載してください。

(1) ※数値等は記入例です

研究テーマ番号	知-2 ○○○○○○○○○○○
研究テーマ名	
研究概要	
研究期間	
予算総額	60,000 千円
年度毎予算	H27 : 20,000 千円 H28 : 20,000 千円 H29 : 20,000 千円
想定される委託先	※未定の場合は“未定”と記載
備考	※補足事項があれば記載してください。

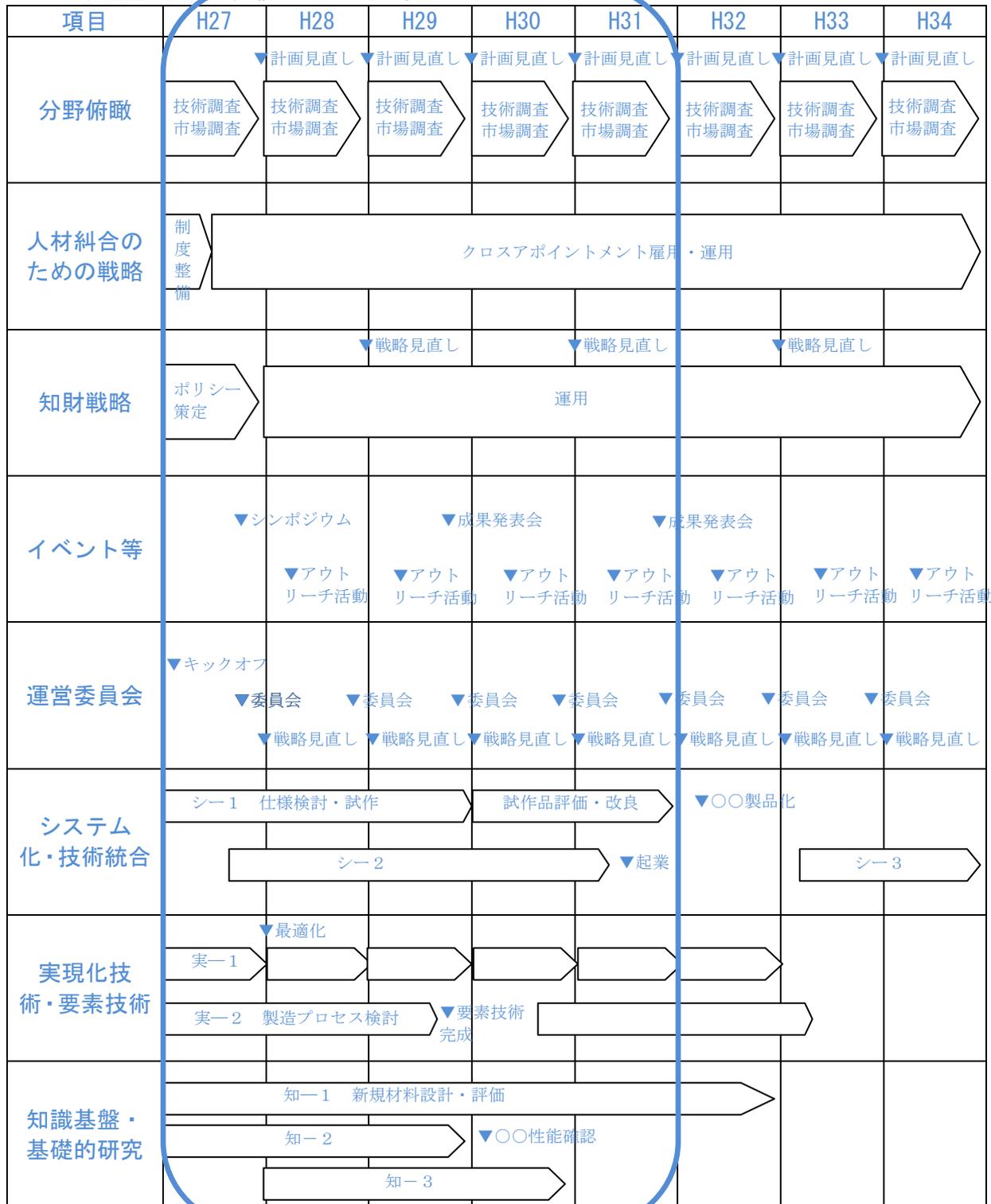
(2) ※数値等は記入例です

研究テーマ番号	実-1 ○○○○○○○○○○○
研究テーマ名	
研究概要	
研究期間	
予算総額	60,000 千円
年度毎予算	H27 : 20,000 千円 H28 : 20,000 千円 H29 : 20,000 千円
想定される委託先	※未定の場合は“未定”と記載
備考	※補足事項があれば記載してください。

(様式 B)

6. ロードマップ

※ハブ構築のための体制整備や各種戦略の実施計画及び研究開発の実施計画を、横軸に時間軸をとり、わかりやすく図示してください。以下の図は記載例です。フォーマットや記載項目はこれに限りませんので、適宜工夫して記載してください。



JSTの支援期間

(様式 B)

7. 予算 (見込み)

<JST が支援する経費>

単位 [百万円]

費目	H27	H28	H29	H30	H31	計
①人件費 (②以外)						
② Know-how イベント等経費						
③研究開発費 (外部委託)						
知-2						
実-1						
④研究開発費 (③以外)						
知-3						
⑤各種調査費等						
⑥その他 (イベント等) 経費						
計						

※H27~29 は 4.5 億円、H30 は 4.0 億円、H31 は 3.6 億円を上限としてください。間接経費込みとしてください。

※上記予算は、採択後に、JST の直執行か、研究開発法人への委託かをご相談の上決定します。

※④は、主として人材糾合や従来の延長でない飛躍的な取組みに関する研究開発が対象となります。

(内容の簡単な説明) ※内容及び積算の根拠 (単価×数量) を概算で記載してください。

①

②

③

④

⑤

⑥

(様式 B)

<研究開発法人が自己負担する経費>

単位 [百万円]

費目	H27	H28	H29	H30	H31	計
⑦研究開発費 (外部委託)						
知-1						
⑧研究開発費 (⑦以外)						
シ-1						
実-2						
⑨ハブ運営費						
⑩人件費 (⑩以外)						
⑪クラウド等経費						
⑫各種調査費等						
⑬その他経費						
計						

(備考) ※上記の経費について説明が必要であれば記載してください。

<外部資金 (競争的資金等) >

単位 [百万円]

費目	H27	H28	H29	H30	H31	計
⑬研究開発費						
シ-3						
実-3						
⑭その他						
計						

外部資金の調達先

シ-3 事業名 (所管) 採択決定 / 応募中

実-3 企業の自己資金

(様式 B)

8. 補足事項

※その他、補足したい事項（研究開発法人の特殊事情、影響を受ける社会的な動向等）がありましたら記述してください。

(様式 B 別添)

IV. (様式 B) 別添

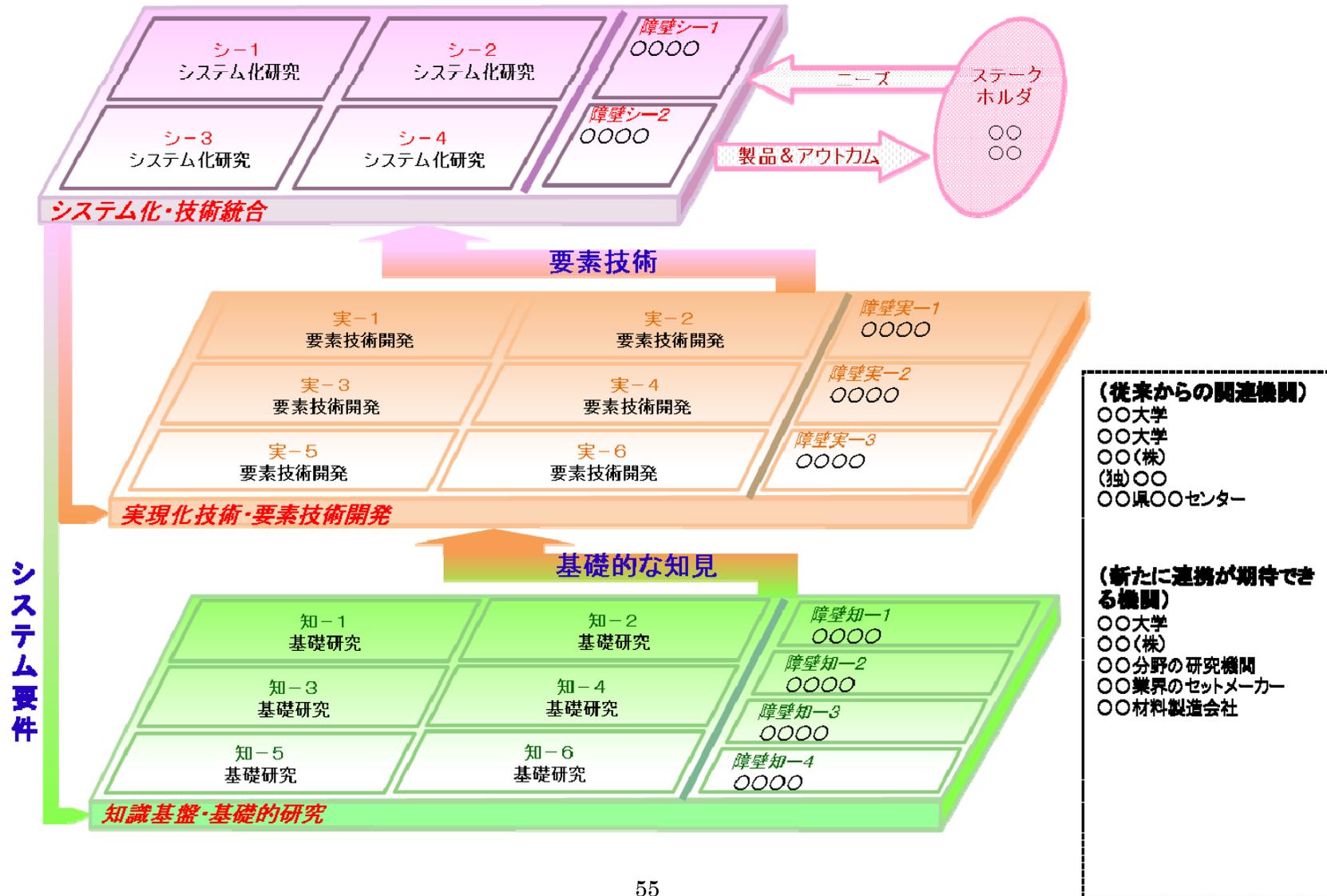
- 別添 1 3層図
- 別添 2 これまでの研究成果 (主な特許・論文リスト)
- 別添 3 参加予定者リスト
- 別添 4 専門用語解説
- 別添 5 提案機関のプロフィール (パンフレット等)

(様式 B 別添)

(別添1)

「〇〇イノベーションハブ」3層図

※黒字を書き換えてください。3層構造で必要事項が記入されていれば、項目数を含め、図は適宜アレンジしていただいて結構です。ハブ全体で1枚としてください。



「〇〇イノベーションハブ」各層の概要

システム化・技術統合

※現有技術と3層図に記載した項目の概要を記載してください。

1. 現有技術等

シー①「 項目名 」 (概要)

シー②「 項目名 」 (概要)

2. 実施予定テーマ

シー1「 項目名 」 (概要)

シー2「 項目名 」 (概要)

シー3「 項目名 」 (概要)

シー4「 項目名 」 (概要)

3. 障壁

障壁シー1「 項目名 」 (概要)

障壁シー2「 項目名 」 (概要)

障壁シー3「 項目名 」 (概要)

障壁シー4「 項目名 」 (概要)

「〇〇イノベーションハブ」各層の概要

実現化技術・要素技術開発

※現有技術と3層目に記載した項目の概要を記載してください。

1. 現有技術等

実-① 「 項目名 」 (概要)

実-② 「 項目名 」 (概要)

2. 実施予定テーマ

実-1 「 項目名 」 (概要)

実-2 「 項目名 」 (概要)

実-3 「 項目名 」 (概要)

実-4 「 項目名 」 (概要)

3. 障壁

障壁実-1 「 項目名 」 (概要)

障壁実-2 「 項目名 」 (概要)

障壁実-3 「 項目名 」 (概要)

障壁実-4 「 項目名 」 (概要)

「〇〇イノベーションハブ」各層の概要

知識基盤・基礎的研究

※現有技術と3層目に記載した項目の概要を記載してください。

1. 現有技術等

知-① 「 項目名 」 (概要)

知-② 「 項目名 」 (概要)

2. 実施予定テーマ

知-1 「 項目名 」 (概要)

知-2 「 項目名 」 (概要)

知-3 「 項目名 」 (概要)

知-4 「 項目名 」 (概要)

3. 障壁

障壁知-1 「 項目名 」 (概要)

障壁知-2 「 項目名 」 (概要)

障壁知-3 「 項目名 」 (概要)

障壁知-4 「 項目名 」 (概要)

(別添2)

別添2 これまでの研究成果 (主な特許・論文リスト)

1. 特許 (出願)

※本提案に関連する特許を重要な順に5件以内、以下について記述してください。

①発明の名称	
出願番号／特許番号	
出願日	
出願人	
発明者	
分類 ※2	A : 新しい原理や現象の発見に基づく研究成果に係わる特許
関連する請求項	請求項が多数 (11個以上) ある場合、本提案に最も関連する請求項の番号を10個以下で記載してください。
現在の状況	日本で成立済／米国で審査中／中国で権利化断念等

※：以下のリストより該当する番号を1つだけ記載してください。

A : 新しい原理や現象の発見に基づく研究成果に係わる特許

B : 機能性新規物質についての研究成果に係わる特許

C : 新規プロセス・方法に関する研究成果に係わる特許

D : 新規メカニズム・システムに関する研究成果に係わる特許

②発明の名称	
出願番号／特許番号	
出願日	
出願人	
発明者	
分類 ※2	A : 新しい原理や現象の発見に基づく研究成果に係わる特許
関連する請求項	請求項が多数 (11個以上) ある場合、本提案に最も関連する請求項の番号を10個以下で記載してください。
現在の状況	日本で成立済／米国で審査中／中国で権利化断念等

③発明の名称	
出願番号／特許番号	
出願日	
出願人	
発明者	
分類 ※2	A : 新しい原理や現象の発見に基づく研究成果に係わる特許
関連する請求項	請求項が多数 (11個以上) ある場合、本提案に最も関連する請求項の番号を10個以下で記載してください。
現在の状況	日本で成立済／米国で審査中／中国で権利化断念等

※表が足りない場合は、追加してください。

(別添2)

2. シーズに関する研究者の論文等

本提案に関連する論文等がある場合、重要な順に5件以内、以下について記述してください。

①	論文名：タイトル 雑誌名、頁、年：J. of ○○○ Tech, vol. 3, 1234-1239, 2011 著者名：kagaku ichiro, gijutsu hanako
200~300文字程度で概要を記述してください。	
②	総説：タイトル ○○と産業（出版社） 2010, 321-333 著者名：○○○○
③	
④	
⑤	

(別添4)

別添4 専門用語解説(特殊用語等の説明)

用語	説明
	※本提案書で使用している業界用語、専門用語及び略語等の特殊用語のうち、提案書を総合的に理解するうえで必要と思われるものについて、簡単な解説をわかりやすく記入してください。

(別添5)

別添5 提案機関のプロフィール（パンフレット等）

※応募する国立研究開発法人全体のパンフレット等を電子ファイル（PDF 等）として添付してください。WEB ページを PDF 等としたものでも構いません。



産学連携展開部 企画課 イノベーションハブ事業担当
〒102-0076 東京都千代田区五番町7 K's 五番町

Tel 03-5214-8447

Fax 03-3238-5373

Email ihub@jst.go.jp

URL <http://www.jst.go.jp/ihub/index.html>